

令和 7 年 3 月 4 日

気候危機対策会議 (令和 6 年度 第 5 回)

議 題

1. 世田谷区役所におけるプラスチックの発生抑制等への取組みについて

【事務局】環境政策部環境計画課

世田谷区役所におけるプラスチックの発生抑制等への取組みについて

1. 趣旨

近年、世界的な環境問題となっている海洋プラスチックごみ問題に対し、国では、令和 2 年 7 月のレジ袋の有料化に続き、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されるなど、プラスチックごみの削減等に向けた社会的な動きが加速している。さらに、地球温暖化対策としての取組みも求められる中、区でも、「世田谷プラスチック・スマートプロジェクト」や「一般廃棄物処理計画」、「環境基本計画」などにおいて、プラスチックの利用抑制・リサイクルの推進を掲げている。これらの状況をふまえ、一事業者として多量の資源を消費する区自らが先導的に取組み、区民・事業者等の取組を喚起・牽引していくため、区役所の事業におけるプラスチックの削減について、方針を策定するとともに、来年度よりプラスチック削減に関する取組みを実施する。

2. 世田谷区役所プラスチック削減方針（案）

別紙のとおり

3. 令和 7 年度の庁内の率然的取組み

【環境政策部】

- ・ 全庁への方針の周知・啓発
- ・ 代替品等に関する調査や庁内への事例紹介
- ・ プラスチック利用削減の仕組み化の検討

【清掃リサイクル部など】

- ・ マイボトル普及のための給水スポットの整備
（うめとぴあ、総合支所 1 か所、梅ヶ丘図書館（現在休館中のため、令和 7 年度の再開後に設置予定））

【世田谷保健所】

- ・ 毎年 6 月中旬から 9 月にかけて実施している熱中症対策事業「お休み処」におけるペットボトルによる飲料提供の削減
※お休み処で提供するミネラルウォーターについて、ペットボトル容器から缶容器での提供に変更し、ペットボトル削減に取り組む。（令和 7 年度予定）

4. スケジュール

令和 7 年 3 月 気候危機対策会議（削減方針案の提示）

議会報告（ポスティング）

削減方針の策定

4 月～ 順次取組みを実施

令和 7 年 3 月 4 日
環 境 政 策 部
清掃・リサイクル部

世田谷区役所プラスチック削減方針（案）

1 趣旨

この方針は、海洋プラスチック問題に区民・事業者と協働して取り組む「世田谷区プラスチックスマートプロジェクト」及び「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」における区役所の率先行動を推進し、環境に配慮した持続可能な資源循環型社会の実現に向けて、区の事業運営における使い捨てプラスチックの削減及び職員や区民の意識の醸成と行動の変容を促すために考慮すべき事項を定める。

2 基本原則

- （１）プラスチックの環境中への放出を極力減らすため、必要性の低い、使い捨て型のプラスチック製品（リサイクル可能な製品も含む）の使用を抑制する。
- （２）やむを得ずプラスチック製品を使用する場合は、①繰り返し利用が可能な製品、②再生プラスチックを使用した製品、③バイオマスプラスチックを使用した製品、の優先順で使用を検討する。
- （３）廃プラスチックが発生した場合は、材料リサイクルまたはケミカルリサイクルによる再生利用を推進する。

3 取組み方針

（１）区の率先行動

- ①区が開催する会議や実施する事業では、原則として「ペットボトルによる飲料提供」は行わない。会議等の参加者に対しては、「飲料容器排出削減に向け、必要に応じてマイボトルによる飲料持参を推奨する」旨を周知するよう努める。ただし、ペットボトルによる飲料提供に合理的な理由がある場合はこの限りではない。
- ②区が主催するイベントや外部のイベントに出展する区のブース等では、イベント等での配布用も含めて原則として作成、調達を控えることとし、既に保有しているものについては、プラスチック製ノベルティや、プラスチック容器包装などの使い捨てプラスチック使用の削減に努める。

例）食器、コップ、ストローなど

- ③その他、区の事務事業全般において、使い捨てプラスチック使用の削減に努める。

例) 窓あき封筒の窓部分を、グラシン紙(半透明な紙)等の紙製品を使用したものとする。

例) プラスチック製クリアファイルは使用できなくなるまで繰り返し使用する。

(2) 職員の率先行動

①区職員は、マイバックやマイボトル、マイカップを積極的に利用し、執務する庁舎内でのペットボトルや使い捨てプラスチック製品の使用の抑制に努める。プラスチックを使用する場合は、再生プラスチックやバイオマスプラスチックを使用するように配慮する。

②廃プラスチックが発生した場合は、定められた分別方法に従い、適切な分別を行う。

例) 使用済みペットボトルは、飲み残し及び異物混入をせず、ふたとラベルをはがすなどして、適正に分別排出する。

(3) 区民への普及啓発

①区は、区が主催・共催するイベントにおいて、区以外の出展者に使い捨てプラスチック製品の使用は可能な限り避けるよう呼びかけるとともに、代替品提供事業等を周知する。

②区は、区民や職員のマイボトル利用を促進するため、衛生面に配慮した上で、公共施設においてマイボトルへの給水が可能な設備の設置に努める。

③区は、公共施設に設置する自動販売機等において、ペットボトルの取扱いを可能な限り削減するよう努める。

(4) 外郭団体への取組みの要請

外郭団体については、区に準じた取組みを行うよう要請する。

4 その他

令和7年4月1日から開始する。ただし、追加の予算措置や準備期間が必要なものについては、令和8年4月1日から本方針に基づく対応を行うこととする。

各部庶務担当課長 あて

庁舎整備担当部庁舎管理課長
環境政策部環境計画課長
清掃・リサイクル部事業課長
会計室会計課長
(氏名記載省略)

庁内における物品等の廃棄、ごみ排出ルール of 徹底等について

庁内における物品等の廃棄、ごみ排出のルールの徹底等について、次のとおり部内各課を通じて職員に周知いただきますようお願いいたします。

1 使用可能な物品等の安易な廃棄の禁止

例年、人事異動や組織改正に伴い物品等を整理した際に生じたと思われる「クリアファイル」「個別フォルダ」などが廃棄物として安易に廃棄されている事例を散見します。については、次の2点について職員に改めて周知のうえ、使用可能な物品等が安易に廃棄されることのないよう取り組んでいただくようお願いします。

- ① 物品等の購入には経費を要し、また、廃棄にも経費を要するものであり、安易な廃棄は決して行わないこと。
- ② 使用可能な物品等については自部署での活用や、庁内公開サイト「不用品あっせん掲示板」等を活用し、他部署における活用の可能性を最大限検討すべきこと。

2 新規採用職員・転入職員へのごみ・資源の分別・排出ルールの徹底

庁内においてプラスチック類が可燃ごみとして排出されているなど、庁内のごみ分別・排出ルールが守られていない事例を散見します。については、次の2点について職員に改めて周知のうえ、ルールが守られるよう取り組んでいただくようお願いします。

新規採用職員（会計年度任用職員を含む。）や新たに庁舎を利用する転入者、委託先事業所スタッフ等には、各庁舎ごとのごみ・資源の分別・排出のルールを周知するとともに、各施設におけるごみ・資源の排出場所などの情報についても年度当初に必ず周知すること。

なお、各庁舎ごとのごみ・資源の分別・排出ルールの周知に活用いただけるよう一覧を作成し、参考として添付しましたので、各庁舎ごとにアレンジして職員周知にご活用ください。

(参考) 区役所庁舎でのごみ・資源の分別・排出ルール (モデル例)

区分	例示・注意事項
可燃ごみ	木くず (割り箸など)、布類 (布製ガムテープを含む) 資源化が難しい紙類 (A 5 サイズより小さい紙、ティッシュペーパー、衛生上問題のある紙、銀紙、カーボン紙、トレーシングペーパー、シール、ステッカー、紙製ガムテープ、ティッシュペーパーなど) 布製ガムテープ (布・紙)、うちわ (竹製の骨のもの) 紙類は可能な限りリサイクルします。
不燃ごみ	プラスチック類 (食べ終わった弁当容器、フォーク、ビニール袋) ゴム、金属類 うちわ (プラスチック製の骨のもの) 窓あき封筒のプラスチック部分 (切り離して不燃ごみとする) 家庭ごみとは異なり、プラスチック類は不燃ごみに分類されるので特に注意してください。 ガラス、陶器については、割れていなくても、袋に入れるなどしたうえで「割れ物」と表示して不燃ごみのごみ箱の脇に置いてください。
乾電池	乾電池用の容器に排出します。
生ごみ	食べ残した食物、お茶がらなど (生ごみ用の容器に排出します) 注文した弁当の食べ残し、割り箸、アルミ箔などは、そのまま弁当容器に入れて業者に返却します (庁内では処理しません)
瓶・缶	洗ってキャップ等を外したうえで、瓶・缶用の容器に排出します。 ※ 自動販売機で購入したものは、販売機脇の回収ボックスへ
ペットボトル	庁内では対応しないこととしています。購入した自動販売機や販売店の回収ボックスに入れてください。
新聞・チラシ	古紙の回収ボックスにそれぞれ分類して入れてください。
雑誌	セロテープ、ホチキス、糊のついた古紙はそのまま排出可能
コピー用紙	クリップのついた古紙はクリップを外して排出
その他の資源化可能な古紙	表面がコーティングされたポスター等はそのまま排出可能 紙コップ・紙パック容器は洗って平面状に畳んで乾かして排出
ダンボール類	古紙の回収ボックスの脇に置いてください。

※ 詳細については、ごみ箱、資源回収ボックス・容器の掲示を確認してください。